

平成 3 1 年度

札幌市本庁舎蓄電池設備保守管理業務

業務仕様書

総務局行政部庁舎管理課

本庁舎に設備されている蓄電池設備（以下 直流電源設備という。）の機能を保全し、防災設備等非常電源を必要とする設備の円滑な運転を確保するために行う点検の委託業務である。実施に当たっては下記によるほか「消防法」、「電気事業法」等関係法令を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

1 設置場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市本庁舎

2 対象

(1) 電話交換機用直流電源設備

整流装置：JTEL04025-3/3NFT ×1面

蓄電池：MSEX-300 ×24セル（48V・300AH）

(2) 非常照明および操作用直流電源設備

整流装置：BROS10060TFGP ×1面

蓄電池：SNSX-500 ×52セル

3 履行期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

4 業務内容

「建築保全業務共通仕様書 平成30年版（編集・発行 一般財団法人 建築保全センター）」第2編 定期点検等及び保守、第3章 電気設備 第5節 直流電源設備 の点検項目及び点検内容に従い、保守管理業務を行うものである。

なお、整流装置及び蓄電池に異常が発生した場合は委託者の指示により、ただちに調査復旧を行うこと。

5 提出書類

- (1) 契約後、速やかに着手届を提出すること。
- (2) 実施に当たって、事前に計画書を提出すること。

- (3) 実施した業務について、その都度内容、使用資材、使用量、設備の異常の有無及び処置を記載した報告書を提出すること。

6 除外事項

- (1) 委託者の不注意又は不適切な使用管理によって生じた修理又は取替工事
- (2) 電源並びに負荷の諸設備
- (3) 蓄電池の沈でん物除去及びセパレーター取替並びに蓄電池の移設工事等
- (4) その他、委託者が認める事項

7 その他

- (1) 業務遂行を指揮監督するため監督者を定め、また監督者が不在又は事故のあるときの補助者として、監督代行者を若干名選任すること。
- (2) 監督者、監督代行者を選任したときは、速やかに委託者にその氏名を通知すること。
- (3) 庁舎内外の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合は、委託者の指示する時間帯とする。
- (4) 業務の遂行に当たって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等は、受託者が責任をもって処理すること。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告し、事故報告書を提出すること。
- (5) 保守対象設備のうち消防設備については、消防法に基づき点検し、その結果を所定の様式により報告すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に本仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 本業務の履行においては、「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「平成30年度札幌市グリーン購入ガイドライン」により、環境負荷の低減に考慮した材料等を選定し、グリーン購入に努めること。